

78 大学令中改正等の実施に関する件に付各省次官等へ通牒

〔昭和十七年十一月〕

〔加筆・抹消〕制定シ昭和十八年四月〔一〕ヨリ施行ノ予定ニ有之
貴省関係法令中右ニ伴ヒ改正ヲ要スルモノ有之バ改正手続御取
運相成様致度

追而改正ヲ要スル法令ノ件名及条文承知致度ニ付近返御回報
相煩度

注意(勅令案ハ極秘ノ印ヲ押捺スルコト)

發文一七九号
定決裁
月 日 文書課長
送
月 日 起案者
〔荻原〕
印

昭和十七年十一月二十八日起案番査掛長
〔内藤〕
印

事務官
〔寺中〕
印

次官
〔菊地〕
印

専門教育局長
〔永井〕
印

〔清水〕
印

國民教育長
〔久尾〕
印

〔伊藤〕
印

総務局長
〔藤野〕
印

〔稻田〕
印

案

年 月 日

(注記1)

〔下 札〕

〔加筆・朱書〕
〔秘〕大学令改正案
昭和一七、一一、二七
勅令第 号
大学令中左ノ通改正ス
第十三条 大学予科ノ修業年限ハ二年トス
大学予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校ヲ卒業シタル者又
ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メ
ラレタル者トス

附則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十一年三月三十一日迄ニ中学校ノ第四学年ヲ修了シタル
者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認
メラレタル者ハ第十二条ノ改正規定ニ拘ラズ大学予科ニ入学ス
ルコトヲ得

本令施行ノ際現ニ存スル修業年限三年ノ大学予科ニ現ニ在学ス
ル者ニ關シテハ其ノ修業年限ハ第十三条ノ改正規定ニ拘ラス仍
範教育令〔及青年学校令〕ヲ改正シ並ニ中学校令、高等女学校令
〔一般別紙ノ通り〕大学令、高等学校令、専門学校〔及〕〔令〕師
〔加筆〕
及実業学校令及実業学校令ヲ廃止シ新ニ中等学校令ヲ
及実業学校令及実業学校令ヲ廃止シ新ニ中等学校令ヲ

理由

高等学校制度ノ改善ニ伴ヒ改正ノ要アルニ依ル

理由

高等学校教育ノ刷新改善ヲ図リ国家有用ノ人物ヲ鍛成スル為改
ノ要アルニ依ル

〔加筆朱書〕
〔秘〕高等学校令改正案 昭和一七、一一、二七

勅令第 号 勅令第 号

高等学校令中左ノ通改正ス

第一条 高等学校ハ皇國ノ道ニ則リテ高等普通教育ヲ施シ國家
有用ノ人物ヲ鍛成シ大学教育ノ基礎タラシムルヲ以テ目的ト
ス

トス

第七条中「七年」ヲ「六年」ニ、「三年」ヲ「二年」ニ改ム

第九条 削除

第十条 削除

第十一條中「当該学校予科ヲ修了シタル者」ヲ削ル

第十二条中「中学校第四学年ヲ修了シタル者」ヲ「中学校ヲ卒
業シタル者」ニ改ム

第十三条中「専攻科ヲ除キ」ヲ削ル

第十七条中「学科目及其ノ程度」ノ次ニ「教授訓練」ヲ加フ

附則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十一年三月三十一日迄ニ中学校ノ第四学年ヲ修了シタル
者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認
メラレタル者ハ第十二条ノ改正規定ニ拘ラズ高等学校高等科ニ
入学スルコトヲ得

本令施行ノ際現ニ高等学校高等科ニ現ニ在学スル者ニ関シテハ
其ノ修業年限ハ第七条ノ改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

スルコトヲ得

理由

第三条 学校経営ノミヲ目的トスル財團法人ハ専門学校ヲ設置
スルコトヲ得

前項ノ財團法人ハ専門学校ニ必要ナル設備又ハ之ニ要スル資
金及少クトモ専門学校ヲ維持スルニ足ルベキ収入ヲ生ズル基
本財産ヲ有スルコトヲ要ス

第五条中「修業年限四箇年以上ノ」ヲ削ル

第八条中「学科目及其ノ程度」ノ下ニ「其ノ他教授訓練ニ関ス
ル事項」ヲ加フ

附則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ存スル私立ノ専門学校又ハ実業専門学校ハ本令ニ依ル専門学校ト
ス

本令施行ノ際現ニ存スル実業専門学校ハ本令ニ依ル専門学校ト
ス

本令施行ノ際現ニ存スル私立ノ専門学校又ハ実業専門学校ノ設
立者ニ付テハ第三条ノ改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ルコト
ヲ得

スル

専門学校ノ刷新改善並ニ中等学校令制定ノ為専門学校令ヲ改
正スルノ要アルニ依ル

(加筆・朱書)
〔秘〕

昭和拾七年十一月卅日

勅令第 号

中等学校令

第一条 中等学校ハ皇國ノ道ニ則リテ高等普通教育又ハ実業教

育ヲ施シ國民ノ鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス

第二条 中等学校ヲ分チテ中学校、高等女学校及実業学校トス

中学校ニ於テハ男子ニ高等女学校ニ於テハ女子ニ高等普通教

育ヲ施シ実業学校ニ於テハ実業教育ヲ施スモノトス

実業学校ノ種類ハ農業学校、工業学校、商業学校、商船學校、

水產學校、拓殖學校其ノ他實業教育ヲ施ス學校トス

第三条 北海道及府県ハ中学校、高等女学校及實業學校ヲ設置

スペシ

文部大臣ハ北海道及府県ニ對シ中等學校ノ増設、拡張及整理

ニ關シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

前二項ノ中等學校ノ經費ハ北海道地方費又ハ府県ノ負担トス

第四条 市町村、市町村學校組合、町村學校組合及町村制ヲ施

行セザル地域ニ於ケル此等ニ準ズベキモノハ土地ノ情況ニ依

リ須要ニシテ其ノ区域内ノ義務教育ノ施設上妨ナキ場合ニ限

リ中等學校ヲ設置スルコトヲ得

第五条 学校經營ノミヲ目的トスル財團法人ハ中等學校ヲ設置

スルコトヲ得

前項ノ財團法人ハ中等學校ニ必要ナル設備又ハ之ニ要スル資
金及少クトモ中等學校ヲ維持スルニ足ルベキ收入ヲ生ズル基
本財産ヲ有スルコトヲ要ス

第六条 公立又ハ私立ノ中等學校ノ設置及廃止ハ文部大臣ノ認

可ヲ受クベシ

前項ノ中等學校ノ設置及廃止ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定
ム

第七条 中等學校ノ修業年限ハ四年トス但シ土地ノ情況ニ依リ

高等女学校ニ在リテハ二年、實業學校ニ在リテハ男子ニ付テ
ハ三年、女子ニ付テハ二年ト為スコトヲ得

特別ノ必要アルトキハ高等女学校ニ在リテハ修業年限四年及
二年ノ課程ヲ併置シ實業學校ニ在リテハ男子ニ付テハ修業年

限四年及三年ノ課程ヲ、女子ニ付テハ修業年限四年及二年ノ

課程ヲ併置スルコトヲ得

第八条 中等學校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ修業年限四年ノ課

程ニ在リテハ國民學校初等科ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ
定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者ト
シ修業年限二年又ハ三年ノ課程ニ在リテハ國民學校高等科ヲ

修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ
學力アリト認メラレタル者トス

第九条 中等學校ニハ特別ノ必要アルトキハ夜間ニ於テ授業ヲ

行フ課程ヲ置キ又ハ之ノミヲ置クコトヲ得

前項ノ課程ニ關シテハ前二項ノ規定ニ拘ラズ其ノ修業年限ハ
中学校及高等女学校ニ在リテハ三年、實業學校ニ在リテハ男

子ニ付テハ四年、女子ニ付テハ三年トシ其ノ入学資格ハ国民

学校高等科修了程度トス

第十条 商船学校ノ修業年限及入学資格ニ付テハ前三条ノ規定
ニ拘ラズ文部大臣ニ於テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得

第十一条 中学校ニハ中学校ヲ卒業シタル者ノ為ニ主トシテ実務ニ関スル教育ヲ施ス為実務科ヲ置クコトヲ得

高等女学校ニハ高等女学校ヲ卒業シタル者ノ為ニ精深ナル程度ニ於テ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ施ス為高等科ヲ、特定ノ教科ヲ專攻セシムル為專攻科ヲ置クコトヲ得

実業学校ニハ実業学校、中学校又ハ高等女学校ヲ卒業シタル者ノ為ニ実業ニ関スル特定ノ事項ヲ專攻セシムル為專攻科

ヲ、国民学校高等科ヲ修了シタル者ノ為ニ簡易ナル課程ニ依リ特定ノ学科ヲ履修セシムル為專修科ヲ置クコトヲ得

実務科、高等科、專攻科及專修科ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十二条 中等学校ニ於テハ文部省ニ於テ著作権ヲ有スル教科

用図書ヲ使用スベシ但シ特別ノ必要アル場合ニ於テ文部大臣別段ノ定ヲ為シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十三条 中等学校ノ設備、編制、教科、教授訓練ニ関スル事項、生徒ノ入学、退学、転学、懲戒等ニ関スル規程及実業学校ノ学科ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十四条 中等学校ニ於テハ授業料其ノ他ノ費用ヲ徵収スルコトヲ得授業料其ノ他ノ費用ノ徵収ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十五条 中学校ニ非ザル学校ハ中学校、高等女学校ニ非ザル

学校ハ高等女学校、実業学校ニ非ザル学校ハ実業学校、農業学校、工業学校、商業学校、商船学校、水産学校又ハ拓殖学校ノ名称ヲ用フルコトヲ得ズ但シ官立ノ学校ニ於テ此等ノ学校ノ課程ニ相当スル課程ヲ履修セシムル部分ニ関シテハ此ノ限ニ在ラズ

附則

第十六条 本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之施行ス

第十七条 中学校令、高等女学校令及実業学校令ハ之ヲ廢止ス

第十八条 本令施行ノ際現ニ存スル中学校ハ本令ニ依ル中学校トス

本令施行ノ際現ニ存スル高等女学校又ハ実業学校ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ夫々本令ニ依ル高等女学校又ハ実業学校ト為ルモノトス

第十九条 本令施行ノ際現ニ存スル実業学校ノ課程ニシテ左ニ

掲グルモノノ修業年限及入学資格ハ第七条、第八条及第九条ノ規定ニ拘ラズ當分ノ内仍従前ノ例ニ依ルコトヲ得

一 国民学校初等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限四年未満ノモノ

二 国民学校高等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年（女子ニ付テハ二年）未満ノモノ（夜間ニ於テ授業ヲ行フモノヲ除ク）

三 国民学校高等科修了程度ヲ以テ入学資格トシ夜間ニ於テ授業ヲ行フ修業年限四年（女子ニ付テハ三年）未満ノモノ

第二十条 本令施行ノ際現ニ中学校、高等女学校又ハ実業学校二在学スル生徒（文部大臣ノ定ムル者ヲ除ク）ニ付テハ其ノ修業年限ハ第七条及第九条ノ規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

第二十一条 本令ノ施行ノ際現ニ存スル高等女学校補習科ハ現ニ在学スル生徒ニ付キ其ノ修了スル迄之ヲ存置スルコトヲ得

第二十二条 本令施行ノ際現ニ存スル私立ノ中学校、高等女学校又ハ実業学校ノ設立者ニ付テハ第五条ノ規定ニ拘ラズ當分ノ内仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

第二十三条 中学校令ニ依ル中学校、高等女学校令ニ依ル高等女学校又ハ実業学校令ニ依ル実業学校ヲ卒業シタル者ハ夫々本令ニ依ル中学校、高等女学校又ハ実業学校ヲ卒業シタル者ト看做ス

〔加筆・朱書〕
〔秋〕

（一七、一一、二八）

勅令第

号

師範教育令

第一章 師範学校

第一条 師範学校ハ皇國ノ道ニ則リテ国民学校教員タルベキ者ノ鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス

第二条 師範学校ハ官立トス

第三条 師範学校ニ男子部及女子部ヲ置ク但シ土地ノ情況ニ依リ男子部又ハ女子部ノミヲ置クコトヲ得

各部ニ本科及予科ヲ置ク但シ土地ノ情況ニ依リ本科ノミヲ置クコトヲ得

第四条 本科ノ修業年限ハ三年トシ予科ノ修業年限ハ二年トス

第五条 本科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ當該学校予科ヲ修了シタル者、中学校若ハ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス

予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ国民学校高等科ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス

第六条 師範学校ノ編制、教科其ノ他教授訓練ニ関スル事項、教科用図書、生徒ノ入学、退学、懲戒、学資ノ給与及卒業後ノ服務等ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第七条 師範学校ニ於テハ授業料ヲ徵收セズ

第八条 師範学校ニハ師範学校ヲ卒業シタル者ノ為ニ研究科ヲ置クコトヲ得

研究科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第九条 師範学校ニ附屬国民学校ヲ置ク

師範学校ニ附屬幼稚園ヲ置クコトヲ得
特別ノ事情アル場合ニ於テハ国民学校ヲ以テ附屬国民学校ニ代用スルコトヲ得

第十条 国民学校令第一条乃至第四条、第五条第一項、第六条、第七条、第十四条及第二十条ノ規定ハ附屬国民学校ニ之ヲ準用ス

幼稚園令第一条、第六条及第十三条並ニ国民学校令第二十条ノ規定ハ附屬幼稚園ニ之ヲ準用ス

第十二条 附属国民学校及附属幼稚園ノ児童ノ入学及退学、幼児ノ入園及退園、授業料、保育料等ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第二章 高等師範学校及女子高等師範学校

第十二条 高等師範学校ハ皇國ノ道ニ則リテ中学校及高等女学校ノ教員タルベキ者ノ鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス

女子高等師範学校ハ皇國ノ道ニ則リテ高等女学校ノ教員タルベキ者ノ鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス

第十三条 高等師範学校及女子高等師範学校ハ官立トス

第十四条 高等師範学校及女子高等師範学校ノ修業年限ハ四年トス

第十五条 高等師範学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス

女子高等師範学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス

第十六条 高等師範学校及女子高等師範学校ノ学科に關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第六条及第七条ノ規定ハ高等師範学校及女子高等師範学校ニ之ヲ準用ス

第十七条 高等師範学校ニハ高等師範学校ヲ卒業シタル者ノ為ニ、女子高等師範学校ニハ女子高等師範学校ヲ卒業シタル者ノ為ニ研究科ヲ置クコトヲ得

研究科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十八条 高等師範学校ニ附属中学校及附属国民学校ヲ置ク女子高等師範学校ニ附属高等女学校、附属国民学校及附属幼稚園ヲ置ク

特別ノ事情アル場合ニ於テハ公立ノ中学校ヲ以テ附属中学校ニ、公立ノ高等女学校ヲ以テ附属高等女学校ニ、国民学校ヲ以テ附属国民学校ニ又ハ公立若ハ私立ノ幼稚園ヲ以テ附属幼稚園ニ代用スルコトヲ得

第十九条 中等学校令第一条、第七条、第八条、第十一条第一項及第二項、第十二条、第十三条並ニ第十四条ノ規定ハ附属中学校又ハ附属高等女学校ニ之ヲ準用ス

第十条及第十一条ノ規定ハ附属国民学校及附属幼稚園ニ之ヲ準用ス

附則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ施行ノ際現ニ從前ノ師範学校ニ在学スル生徒ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ本令ニ依ル師範学校ノ生徒ト為ルモノトス
師範学校男子部本科ノ修業年限ハ昭和十八年度及昭和十九年度ニ卒業スペキ生徒ニ付テハ六月之ヲ短縮ス

昭和二十一年度迄ニ師範学校女子部本科ニ入学シタル生徒（文部大臣ノ定ムル者ヲ除ク）ニ付テハ其ノ修業年限ハ第四条ノ規定ニ拘ラズ二年トス
師範学校女子部ニハ當分ノ内文部大臣ノ定ムル所ニ依リ女子部本科ヲ卒業シタル者（從前ノ規定ニ依ル女子ノ師範学校ヲ卒業

シタル者ヲ含ム）ノ為ニ專攻科ヲ置ク

昭和十九年度迄ニ師範学校予科ニ入学シタル生徒（文部大臣ノ定ムル者ヲ除ク）ニ付テハ其ノ修業年限ハ第四条ノ規定ニ拘ラズ三年トス

トヲ得
修業年限ハ第十四条ノ規定ニ拘ラズ当分ノ内従前ノ例ニ依ルコ
本令施行ノ際現ニ存スル高等師範学校ノ修業年限二年ノ学科ノ

本令施行ノ際現ニ高等師範学校附属中学校及女子高等師範学校
附属高等女学校ニ在学スル生徒（文部大臣ノ定ムル者ヲ除ク）
ニ付テハ第十九条第一項ノ規程ニ拘ラズ仍従前ノ例ニ依ル
従前ノ規定ニ依ル師範学校ヲ卒業シタル者ハ之ヲ本令ニ依ル師
範学校ヲ卒業シタル者ト看做ス

〔注記1〕

「記録掛
24
・
6
・
21
受領」

（注記2）

「五」（簿冊内件名番号）

(下札)

「種別」る二／聯繫／登録追加／件名 各省次官宮内次官内閣
書記官長へ通牒 大学令中改正等ノ実施ニ関スル件／番号／結

〔大明昭14年 地方學事通則及其ノ解
積・明36年 大學令、帝國大學
令其ノ解積〕 文部省(5) 3A 32—5, 2380

（註記 2）